

江合川及び鳴瀬川水系水質汚濁対策連絡協議会

規 約

(名 称)

第 1 条 本会は、「江合川及び鳴瀬川水系水質汚濁対策連絡協議会(以下「協議会」という。)」と称する。

(目 的)

第 2 条 協議会は、江合川及び鳴瀬川水系の河川・湖沼及び水路について河川水質汚濁対策及び河川環境の保全に関する各関係機関相互の連絡調整を図ることを目的とする。

(協議事項)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。

- 一 水質調査に関する資料及び情報の交換
- 二 水質汚濁に関する資料及び情報の交換
- 三 河川環境の保全に関する資料及び情報の交換
- 四 水質事故等の緊急時の情報連絡及び対策を円滑にするための調整
- 五 水質監視体制に関する連絡、調整
- 六 水質汚濁対策及び河川環境の保全に関する啓発活動の実施及びこれに関する調整
- 七 水質汚濁対策演習等の実施及びこれに関する調整
- 八 その他、水質汚濁対策及び河川環境の保全の推進に必要な事項

(組 織)

第 4 条 協議会は、別表に掲げる関係機関をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 協議会に次の役員をおく。

会 長 (1 名)	幹 事 長 (1 名)
副 会 長 (2 名)	幹 事 (若干名)
委 員 (若干名)	

(顧 問)

第 6 条 協議会には委員会の推薦により顧問をおくことができる。顧問は委員会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第 7 条 会長は協議会を代表し、副会長とともに会務を統括する。会長には東北地方整備局河川部長、副会長には東北経済産業局資源エネルギー環境部長及び宮城県土木部長の職あるものをもってあてる。

(委員及び委員会)

第 8 条 委員は関係機関の推薦するものをもってあてる。

2. 委員会は必要に応じ会長が招集し、協議会の運営の統括的方針を決定する。
3. 委員会は、委員で構成する。

(幹事長)

第 9 条 幹事長は幹事会を運営し、会長を助けて会務を処理する。幹事長には東北地方整備局北上川下流河川事務所長の職にあるものをもってあてる。

(専門委員会)

第10条 委員会に水質汚濁に関する重要事項を調査研究させるための専門委員会をおくことができる。

2. 専門委員は、委員、顧問、または当該事項に関し学識経験のあるもののうちから会長が指名し委嘱する。
3. 専門委員長は専門委員の互選によって決め、専門委員会を主宰する。
4. 専門委員会は必要の都度専門委員長が招集し、水質汚濁に関する調査研究について審議し、その成果を委員会に報告するものとする。
5. 専門委員は前項に掲げる事項が終了したときは解任されるものとする。

(幹事及び幹事会)

第11条 幹事は関係機関の推薦するものをもってあてる。

2. 幹事会は、年1回以上、幹事長が招集し、第3条及び次のことを協議する。
 - 一 活動計画(案)
 - 二 活動実績報告

(任期)

第12条 役員の任期はその職にある期間とする。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、東北地方整備局北上川下流河川事務所管理課に置く。

(規約の改正)

第14条 本規約の改正は、軽微な変更を除き、委員会の決議によらなければならない。

(委任)

第15条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

付 則

この規約は、昭和54年3月2日から施行する。

(平成 4年6月 2日 改正)

(平成10年5月29日 改正)

(平成11年5月25日 改正)

(平成13年5月22日 改正)

(平成15年6月18日 改正)

(平成17年4月26日 改正)

(平成18年4月25日 改正)

(平成21年4月27日 改正)

(平成29年4月21日 改正)

(平成30年4月18日 改正)

(平成31年4月22日 改正)

(別表)

江合川及び鳴瀬川水系水質汚濁対策連絡協議会構成機関

機 関 名	機 関 名
東北地方整備局	色 麻 町
東北地方整備局 北上川下流河川事務所	大 郷 町
東北地方整備局 鳴瀬川総合開発工事事務所	大 衡 村
東北地方整備局 東北技術事務所	大 和 町
東北地方整備局 鳴子ダム管理所	石巻地方広域水道企業団
東北経済産業局	石巻地区広域行政事務組合 消防本部
関東東北産業保安監督部 東北支部	大崎地域広域行政事務組合 消防本部
宮 城 県	塩釜地区消防事務組合 消防本部
宮城県警察本部	黒川地域行政事務組合 消防本部
大 崎 市	
石 巻 市	
東 松 島 市	
富 谷 市	
美 里 町	
涌 谷 町	
加 美 町	
松 島 町	